

第五期

南部町行政改革プラン

～持続可能な財政運営と町民に身近な行政の確立～

計画期間：令和6年度～令和8年度

南部町

目次

I	これまでの行財政改革における取組成果	… 1
II	南部町を取り巻く現状・課題	… 2
	1. 人口減少	
	2. 財政状況	
	3. 組織・職員	
	4. 公共施設	
	5. 事務事業	
III	行政改革の基本方針	… 9
	1. 改革の趣旨とテーマ	
	2. 改革の体系	
	3. 計画推進期間	
	4. 進捗管理	
	5. 体系図	
IV	具体的な取組	… 11
	1. 推進体制	
	2. 取組内容	
	（1）財政構造改革	
	（2）行政運営改革	
	（3）行政サービス改革	

I これまでの行財政改革における取組成果

第一期及び第二期行財政改革では、国が示す「三位一体の改革」など、当時の厳しい財政状況に対応するため、職員数削減や歳出削減の取組みを中心に行い、その結果、職員の削減による削減効果額の目標達成という一定の成果を得ることができました。

一方、人口減少社会を迎えるにあたり、新たな課題が生まれており、第四期では、この問題に対応した取組みを中心に実施項目を推進してきましたが、十分な取組みが実施できているとは言い難い状況にあるため、これまでの経緯や経過、今後の見通し等を検証し、課題の解決に向けた取組を実施する必要があります。

名称	第一期南部町行政改革大綱 第二期南部町行政改革大綱	第三期南部町行政改革大綱	第四期南部町行政改革大綱
期間	平成 17 年度～平成 21 年度 平成 22 年度～平成 24 年度	平成 26 年度～平成 28 年度	令和元年度～令和 3 年度
背景	・H17 総務省指針、集中改革プラン ・地方交付税減、税源移譲不十分による収入減と厳しい財政運営 ・国の財政状況、景気低迷、政権交代からの不安定な状況	・東日本大震災を受けて防災意識高まる	・2040 年には、7,750 人まで減少する見込みの人口減少社会にある。
基本理念	<第一期> 「住民目線の課題解決に成果・効率・スピードを重視したスリムな行政」 <第二期> 「南部町を持続的に発展させ、安心して暮らせるまちづくり」	「持続的に発展し、安全で安心して暮らせるまちづくり」	「人口減少を見据えた行政基盤の確立」
基本方針	<第一期> 1.効率的・効果的な行政サービスの推進 2.健全な財政運営の確保 3.職員の意識改革と資質向上 4.組織・機構の見直しと人事管理の適正化 5.住民との協働によるまちづくり <第二期> 1.効率的・効果的な財政運営の推進と政策の決定 2.住民と協働・連携のまちづくり 3.効果的な行政運営に向けた職員の意識改革と能力開発	1.効率的・効果的な財政運営と政策づくり 2.資源・人材の地域力を活かしたまちづくり 3.住民との連携による災害に強いまちづくり 4.効果的な行政運営に向けた職員の意識改革と能力向上	1.財政構造改革 2.行政運営改革 3.行政サービス改革
取組項目	<第一期> 1.行政サービスの質の向上 2.事務事業の効率と効果の検証 3.アウトソーシング(外部委託)の推進 <第二期> 1.事務事業の見直し 2.自主性・自立性の高い財政運営の確保 3.歳入の確保と増加策 4.政策の実施目的、内容、実施結果等の公開 5.町の財政状況の公開 6.パブリックコメントの推進 7.出前講座の実施 8.業務の共有化 9.職員の能力向上及び組織全体の能力向上 10.人事評価制度の再検討及び実施	1.経営的視点による事業運営 2.事務事業の見直し 3.公共施設の効率的・効果的活用の促進 4.歳入の確保と増加策 5.情報の集約と情報公開の推進 6.協働によるまちづくりの推進 7.危機管理体制の強化 8.地域の防災力の向上 9.組織・機構の見直し 10.職員の能力向上及び組織全体の能力向上 11.人事評価制度の再検討及び実施	1.行政構造改革 ① 事務事業の見直し ② 公共施設の効果的・効率的活用の促進 ③ 受益者負担の適正化 ④ 歳入の確保と増加策 2.行政運営改革 ⑤ 組織の再構築と活性化 ⑥ 職員の役割の再構築と能力の発揮 3.行政サービス改革 ⑦ 民間活力の活用促進
成果	①指定管理制度の導入等業務のアウトソーシングによる業務の見直し ②職員定数の削減による人件費の抑制 ③職員人事評価 ④地域振興区制度の導入	①人口減少社会に備えた少子化対策事業の推進 ②企業会計の導入と検討 ③地域振興協議会との一層の連携、法人化支援 ④定住施策の強化による土地、空き家データ整備と外部PRの強化 ⑤防災訓練、集落説明会等による職員の危機管理体制と地域の防災力向上	① 総合計画と連動した事業優先度の検証 ② 個別施設計画により、一定の方向性を決定 ③ 施設使用減免団体の統一化 ④ ふるさと納税による収入増 ⑤ 職員の積極的な採用 ⑥ コロナ禍におけるリモート研修の積極的な受講 ⑦ 民間事業者と専門分野でのパートナーシップ協定の締結

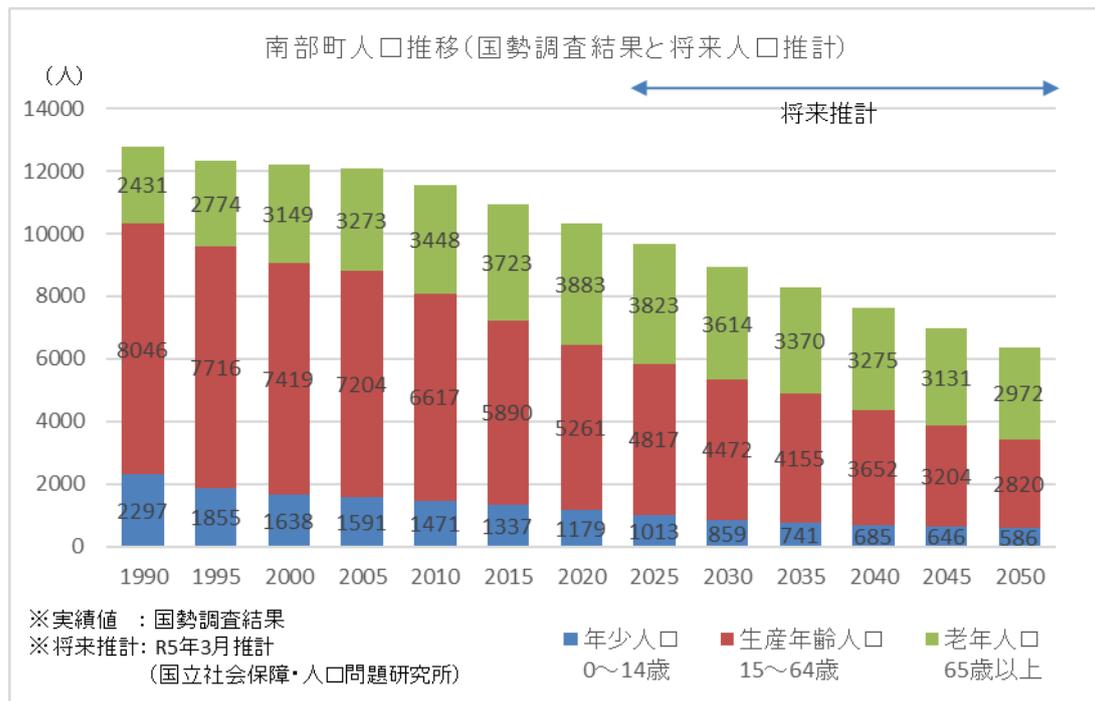
Ⅱ 南部町を取り巻く現状・課題

1. 人口減少

国勢調査からの人口推移をみると、本町の人口は1990年以降人口が減少し続けています。日本全体が人口減少時代へと移行する中、本町においても一層の人口減少は避けられず、によると、国立社会保障・人口問題研究所が公表した令和5年の「日本の地域別将来人口推計人口」によると2020年の人口10,323人が2050年の本町の人口は6,378人となり、大きく人口が減少するという推計がなされています。

本町においては、移住定住人口を増加させるための様々な施策を推進していますが、それでも人口減少は避けられないものと考えられます。

なかでも、生産年齢人口の減少は、地域経済における産業基盤の脆弱化をもたらすと同時に、地域コミュニティの機能低下、地域文化の伝承が困難になるなど地域活力の低下につながるのと同時に、財政面においても税収等の歳入の減少に影響してくることから、総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。



※出典：2020までは国勢調査、2025年度以降は国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計値(令和5年推計値)

※総人口には年齢不詳を含むため、年代別人口の合計と合わない場合があります。

※本町は「南部町人口ビジョン」を策定し、人口減少対策・定住対策等を推進していますが、本計画においては、さらなる状況の悪化を想定し、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計値を活用し計画しています。

2. 財政状況

本町の財政状況は、これまでの行財政改革の取組みにより、実質公債費比率、将来負担比率等については、いずれも早期健全化基準を大きく下回っています。

また、財政調整基金や減債基金についても、将来の財政需要に備えるため、一定額は保有するよう努めていますが、平成28年度をピークに減少傾向にあります。令和3年度以降は、国の新型コロナウイルス感染症対策等による臨時的な収入増により、若干積み立てを行いました。引き続き基金の状況については注視する必要があります。

<南部町の財政状況の各指標の推移>

指標	用語の説明	令和元年度	令和4年度
実質公債費比率	一般会計等が負担する公債費等(=借入金(地方債)の返済額)が標準財政規模に占める割合。借入金(地方債)の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。18%以上で地方債発行に許可が必要な団体、25%以上で早期健全化団体(※1)、35%以上で財政再生団体(※2)になる。 ※1「早期健全化団体」 財政収支が不均衡な状況その他財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることが必要な団体。 ※2「財政再生団体」 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることが必要な団体	12.2%	9.6%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(起債残高など)が標準財政規模に占める割合	25.6%	6.2%
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金	8億2,143万円	8億2,290万円
減債基金	公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設ける基金	9億9,768万円	10億1,699万円

経常収支比率、財政力指数など単年度における指標は、令和2年度以降、良化傾向にあります。新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策により地方交付税等が臨時的に収入増となった影響によるものであり、今後、これらの臨時的収入が見込まれず、人件費、補助金、繰出金等の経常経費分は増加傾向に転じることが予想され、財政の硬直化傾向になるものと思われま

指標	用語の説明	令和元年度	令和4年度
経常収支比率	人件費・扶助費・公債費などのように毎年度持続して固定的に支出される経費に、地方税、普通交付税などの毎年度継続的かつ安定的に確保される収入がどの程度充てられているかを示す比率。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、 <u>比率が高いほど臨時の需要に適切に対応する財政的余裕がない状態であるといえる。</u>	92.4%	88.9%
財政力指数	地方公共団体の財政力を表す指数で、 <u>基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。</u> 地方公共団体の財政運営の自主性の大きさを示す指数で、言い換えれば、 <u>標準的な行政需要に自前の財源でどれだけ対応できるかを表しているもので、財政力指数が高いほど、普通交付税上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</u> この指数が1を超えると普通交付税の交付を受けないいわゆる「不交付団体」となる。	0.26	0.26

<今後の見通し>

社人研が公表した将来人口推計を基に、現行制度が続くと仮定し、長期的な歳入・歳出の推移を試算したところ、歳入は今後の人口減少に伴い、町税や普通交付税が減少してくることが考えられ、歳入規模は年々縮小する傾向にあると予測されます。

一方、歳出は、社会保障費や公共施設等の更新費用の増加などにより、経常的経費の占める割合が年々増えることが見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。

こうした厳しい財政の中にあっても、人口減少の緩和や地方創生の実現に向け、定住対策や人づくり、雇用対策などの重要施策は、積極的に推進していく必要があります。多くの政策的経費が必要になってくると考えられる一方、公共施設の運営経費については、限られた財源を有効活用するためその在り方を検討すべき時期が到来していると考えられます。

以上のことから、施策の優先順位付けや事務事業の選択を行い、今以上にメリハリのある財政運営を行う必要があります。

3. 組織・職員

本町では、第一期及び第二期行財政改革において、職員の削減や組織の再編に取り組んできました。

しかし、人口減少の緩和や地方創生の実現に向けた政策の実施や行政要望への対応には、人的資源の確保や職員の働き方の見直しが必要となります。

このため、組織の再編にあたっては、これらの状況を踏まえたうえで、将来の人口規模や財政規模に見合う簡素で効率的な組織体制の構築と適切な定員管理が必要です。

南部町職員数の推移

	平16	平20	平25	平30	平31	令2	令3	令4	令5
職員数	188	159	124	126	126	129	128	130	133

区 分 部 門		職 員 数 (人)										
		平16	平20	平25	平30	平31	令2	令3	令4	令5		
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	2	2	1	1	1	1	1	1	1	
		総 務	37	41	29	28	26	27	28	28	29	
		税 務	8	9	7	5	6	5	5	5	5	
		労 働						0	0	0	0	
		農林水産	19	11	6	7	8	8	8	8	8	
		商 工	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
		土 木	9	7	8	8	8	9	8	8	8	
		小 計	76	72	52	50	50	51	51	51	52	
	会 計	福 祉 関 係	民 生	48	48	43	46	46	47	47	48	49
			衛 生	11	6	4	5	6	6	6	6	7
小 計			59	54	47	51	52	53	53	54	56	
一般行政部門計		135	126	99	101	102	104	104	105	108		
	教 育	33	21	13	13	12	13	12	13	13		
	消 防											
	普通会計計	168	147	112	114	114	117	116	118	121		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	142	171	197	197	196	193	145	149	145		
	水 道	4	2	1	1	1	1	1	1	1		
	下 水 道	3	3	3	2	2	2	2	2	2		
	交 通						0	0	0	0		
	そ の 他	14	8	9	9	9	9	9	9	9		
	公営企業等会計部門計	163	184	210	209	208	205	157	161	157		
総合計		331	331	322	323	322	322	273	279	278		

4. 公共施設(建物)

本町が保有する公共施設は、庁舎などの行政施設が 9 棟、町営住宅が 69 棟、学校教育施設が 24 棟、社会教育施設が 3 棟、町民文化施設が 28 棟、保健福祉施設が 10 棟、子育て支援施設が 15 棟、産業関係施設が 4 棟、スポーツ・レクリエーション施設が 26 棟、供給処理施設が 2 棟、その他の施設が 5 棟で計 195 棟となっています。(令和 2 年度末現在)

公共施設等総合管理計画に基づき、令和 2 年度に策定した個別施設計画における総合評価に基づき、施設の長寿命化・更新・統廃合や施設の再配置を改めて検討し、検討結果を具体化することが急務です。

公共施設の保有状況（令和 2 年度末現在）

施設分類		施設数	施設分類		施設数	備考	
建築物	行政施設	9	インフラ 施設	道路	道路	243,229m	
	町営住宅	69			橋梁	2,970m	200か所
	学校教育	24			トンネル	323m	
	社会教育	3		上水道	管路	177,000m	
	町民文化	28			取水施設	16か所	
	保健福祉	10			浄水施設	15か所	
	子育て支援	15			配水施設	21か所	
	産業	4		下水道	管路	84,672m	
	スポーツ・レクリエーション	26			中継ポンプ	43か所	公共 8
	供給処理	2					農業 35
	その他	5					
	合計	195					

また、本町には、公共施設の用途廃止後も活用が図れず未利用となっている施設や土地も存在しており、公有資産の維持管理や活用方法等についても検討が必要です。

公有財産の内訳（行政財産 + 普通財産 + 財産区）の内訳（令和 4 年度末現在）

公有財産	内	内	内	内
	行政財産・財産区	普通財産	宅地	その他
1,273,840㎡	1,047,954㎡	225,886㎡	3,955㎡	221,931㎡

5. 事務事業

本町では、第二次総合計画の実現及び地方創生実現のため、横断的・重点的な対策を積極的に推進しています。

また、社会経済環境の変化に応じた新たな行政需要も発生しており、事務事業については年々増加する傾向にあります。

今後、人口減少に伴い歳入規模の縮小が予測されるとともに、歳出については、経常的経費の占める割合が年々増えることが見込まれるなど、厳しい財政運営が続くと予想され、重要施策や権限移譲、新たな行政需要など、増加する事務事業に対して、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、各種事務事業等について、優先度、上位計画との整合性、事業の実施状況、予算執行状況を評価・検証し、事業の継続・廃止などの見直しを図ることにより、限られた財源・人的資源を有効に活用する環境を整備する必要があります。

Ⅲ 行政改革の基本方針

1. 改革の趣旨とテーマ

これまでの行財政改革の取組により、財政の圧縮や職員削減については一定の成果を得ていますが、人口減少とそれに伴う様々な課題、またこれまでの行政改革の取り組みにおいて改善できなかった事項や、町合併から20年を迎える今日において未だ統一されていない事務や業務などの課題も存在しており、これらの課題解決に向けた取組みが今後も必要です。

こうした状況のなか、将来においても、安定した行財政運営を維持し、質の高い町民サービスを継続的に提供していくため、令和元年度から施行する「第二次南部町総合計画」及び「なんぶ創生総合戦略」と併せて、職員一人ひとりが改革改善意識を持ち、本町を取り巻く諸課題を迅速かつ的確に解決しつつ、将来の人口規模、財政規模及び地域の特性に考慮した行財政基盤を確立していく必要があります。

新たな行財政改革では、現時点で重要な課題を厳選し、実施期間中にその課題解決に向けて集中的に取り組むことで、人口減少社会の到来を見据え、持続可能かつ町民がより身近に感じられる「行政」を確立することを目指します。

そのためテーマを「持続可能な財政運営と町民に身近な行政の確立」とします。

2. 改革の体系

改革のテーマである「持続可能な財政運営と町民に身近な行政の確立」の実現に向けて、「財政構造改革」「行政運営改革」「行政サービス改革」を改革の柱として位置づけ、その方針に基づいた5項目を実施項目として定め、改革に取り組んでいきます。

(1) 財政構造改革

人口減少に伴う町税や普通交付税の減少により、歳入規模は年々縮小していくものと予測される一方、歳出においては、社会保障費や公共施設等の費用の増加等により、経常的経費の占める割合が年々増えることが見込まれています。

近年は、新型コロナウイルス感染症対策、物価高騰対策に要する経費が加わり、一般会計の予算規模が歳入歳出とも大きく増加する傾向にありました。

これにより、地方交付税等の臨時的に増加となり、財政指標も一時的な改善がみられましたが、今後は、そのような収入も見込めない一方で、新たな財政需要も発生することから、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。

そのため、事務事業等の見直し、公共施設の在り方の検討及び各種補助金の見直しを図ることにより、将来の人口規模や財政規模を見据え、限られた財源の有効な支出を図り、基金に依存しない持続可能な財政運営に努めます。

【実施項目】

- 事務事業の見直し
- 公共施設の効率的・効果的な管理運営
- 補助事業の見直し（特に町単独補助金）

(2) 行政運営改革

今後一層の人口減少が予測される中、限られた人材を最大限に活用し、刻々と変化する社会経済環境や多様化・高度化・複雑化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、今以上に職員の能力が発揮できる組織体制を確立するとともに職員が働きやすい環境を構築する。

【実施項目】

- 職員の能力が発揮できる組織体制の確立
- 職員が働きやすい職場環境の構築
- 業務手法の見直し

(3) 行政サービス改革

町内に暮らす町民がより住みやすい環境づくりを行い、増大する行政や地域の課題に対応するため、これまで庁舎にこなければ提供できなかった行政サービスについて、DX等の新しい技術を活用し、いつでもどこでもサービスの提供を受けることができる体制を構築します。

【実施項目】

- 時間・場所にとらわれない行政サービスの提供

3. 計画推進期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4. 進捗管理

行政の庁内組織である行財政改革推進本部を中心に、先に挙げた5項目に関する目標を定め、その目標を達成するためのPlan（計画）を策定し、Do（実施）→Check（点検）→Act（改善）のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）により進捗管理を行います。なお、進捗については、適宜行財政運営審議会に報告を行うとともに、進捗状況や社会経済環境の変化等を踏まえ、必要に応じて実施項目の追加や取組年度の変更等、随時、計画へ反映させることとします。

IV 具体的な取組

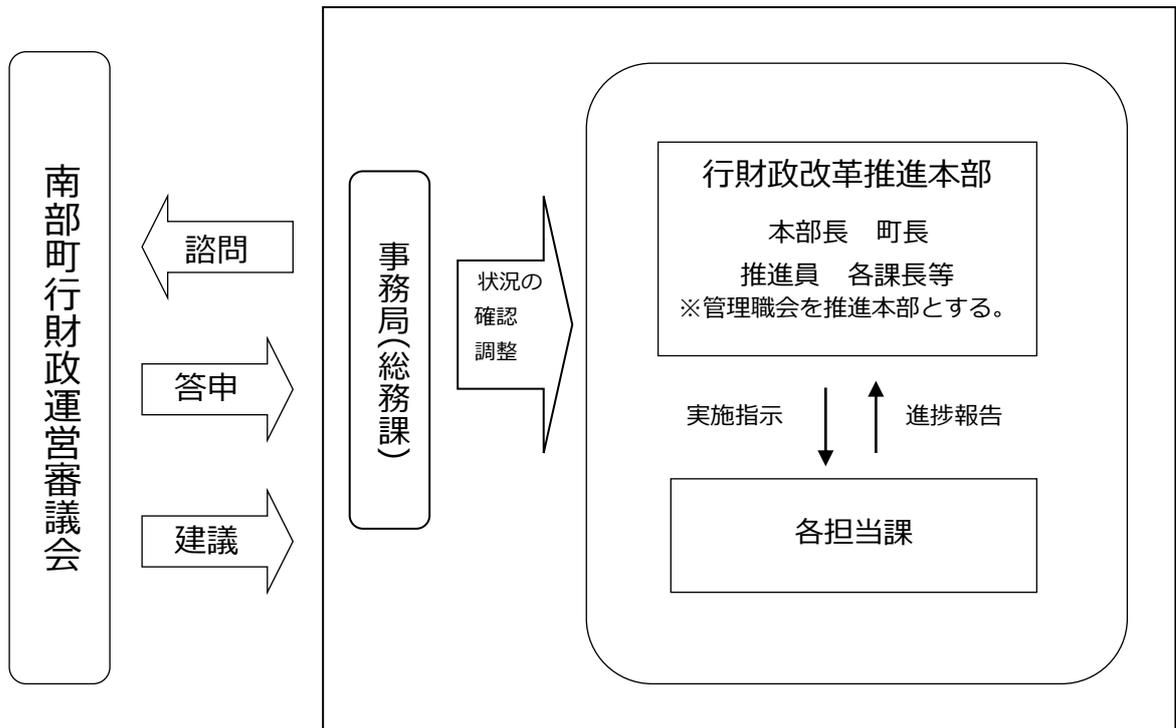
1. 推進体制

改革の確実な実施を推進するため、行財政改革推進本部（事務局：総務課）を庁内に設置し、改革の実施における懸案事項や実施計画の見直し等について随時協議するなど、改革全体の進捗管理を行います。

また、行財政改革推進本部のもと、それぞれの実施項目の内容ごとに担当課を定め、当該担当課を中心に取組みを進めていきます。

各取組項目の進捗状況については、マネジメントサイクルに基づき、毎年度当初に、前年度の実績や当該年度の目標、実績が目標に達していない場合の理由や改善に向けた取組みなどを、各担当課より行財政改革推進本部に報告することにより、改善に向けた取組みを着実に実施し、目標達成が図られるよう進捗管理を行います。

さらに、南部町行財政運営審議会は、町長の諮問に応じて南部町の行財政運営の改善に関する重要事項について調査審議し、町長に答申するほか、行財政の運営に関し町長に建議します。



2. 取組内容

(1) 財政構造改革

○事務事業の見直し

現在実施中の事業について、将来的な取り扱い（継続・変更・廃止・他事業との統合）を検討し、効果が低い事業を整理し、効果の高い事業に財源を振り分けることにより、効率的な予算配分を行います。

○公共施設の効果的・効率的な運用・管理

公共施設の管理方法の見直し及び将来的な方向性の具体化を行うことで効率的・効果的な施設管理を行います。

- (1) 個別施設計画の見直しを行うとともに、将来的な施設の在り方と各施設の方向性を決定するとともに、その方向性について町民、地域の意見を踏まえ、施設の在り方を具体化します。
- (2) 指定管理ガイドラインを策定し、指定管理する施設の基準等を定めるとともに、指定管理以外の管理方法について施設ごとに検討を行い、適切な管理方法がある場合は、随時切り替えを行います。

○補助事業の見直し（町単独補助金を中心に）

各種補助金の効果を検証し、見直しを行うことで限られた財源の有効活用を行います。

- (1) 団体に対する運営補助金の在り方を見直します。
- (2) 事務事業の見直しと並行して、単町補助事業の見直し（廃止、事業内容の改正等）を行います。

(2) 行政運営改革

○職員の能力が発揮できる組織体制の確立

職員が個々で業務を行うのではなく、同じ課の職員がチームで業務を行う体制を構築します。また、課を横断して業務を推進する体制を構築します。

○職員が働きやすい職場環境の構築

職員の心身の健康を維持し、働きやすい職場環境を構築するため、長時間労働や休日勤務などの職員の勤務状況を把握し、時間外労働等が特定の職員に偏らないよう働き方を見直しを行います。

- (1) 労働安全衛生委員会等により、長時間労働、休日勤務の多い職員の把握を行い、その原因を確認するとともに、改善策を実施する。
- (2) ストレスチェックを行い、心身が疲弊している職員のケアを積極的に行います。

○業務手法の見直し

現在の業務の実施方法を洗い出し、効果の悪い業務を削減することで、業務時間を削減し、働きやすい労働環境を構築します。

- (1) 共通事務の事務フローの見直しを行い、効率的なフローを展開します。
- (2) 各課業務のDX化による効率化の検討、見直しを行います。

(3) 行政サービス改革

○時間・場所にとらわれない行政サービスの提供

従来、役場窓口に来ないと手続きできない申請等をDXにより、役場窓口以外で行える体制を構築し、町民への利便性向上を図ります。

- (1) 費用対効果を検証し、各種料金の支払い方法について、新たな方法の実施を検討します。

例：コンビニ納付の拡大、電子マネー納付の検討

- (2) 現在推進している各種申請手続きの電子化について、その利便性等の評価を検証するとともに、住民ニーズに沿ったサービスの提供を行います。